

Business Partner office NEWS

法律相談Q&A

— 変形労働時間制での休日振替 —

Q: 休日振替は、変形労働時間制を採用している場合には行えないのでしょうか？ 労働日と休日が入れ替わっても、原則と同じで問題はないと思うのですが…

A: 休日振替は、あらかじめ就業規則等で休日と定められた日を労働日としその代わりに他の労働日を休日とすることで、「労働日となった休日」の労働は休日労働とはなりません。この場合、下記の2要件が必要です。

* 就業規則等に休日振替えることができる旨の規定を設け、労働者に周知させる

* 休日を振替える前にあらかじめ振替えるべき日を特定する

ご質問の変形労働時間制は、
一定の条件（期間を平均して1週間当たりの労働時間が法定労働時間を超えない範囲内で設定する、就業規則・労使協定等で定める等）のもとで『特定の日または週』に法定労働時間を超えて労働させることができる制度

で、使用者が業務の都合によって任意に労働時間を変更することがないことを前提としています。

変形労働時間制でも休日振替は可能ですが、変形労働時間制のもとでは休日は『労働日として特定されていない日』なので、その日や週に法定労働時間を超えて働いた場合は時間外労働となります。

また、1年単位の変形労働時間制においてはさらに要件（対象期間（特定期間を除く）の連続労働日数が6日以内となること・特定期間は1週間に1日の休日確保できる範囲内であること）が加わります。



法改正ニュース

— 雇用保険法施行規則の改正等 —

【平成30年5月1日施行】

各種届出の際の個人番号の提出

（現行）個人番号が未記入でも受付可

→（改正後）個人番号の記載・添付がないと返戻

【平成30年10月1日施行】

雇用継続給付の届出書の本人書名・押印の省略

（現行）所定欄に本人の署名・押印が必要

→（改正後）本人から届出等について同意を得たことが明らかとなる書類を保管しておくことで不要等



最近のニュースから

障害者数が約936万人に

厚生労働省が障害者数の推計を公表し、約936万6,000人（2013年より約149万人増）となったことがわかった。全人口の約7.4%に当たる。内訳は、身体障害者は約436万人（同約42万3,000人増）、知的障害者は約108万2,000人（同約34万1,000人増）、精神障害者は約392万4,000人（同約72万3,000人増）となり、65歳以上の割合が高まった。障害認定を受ける人の増加も要因とみられる。

2,848事業所が違法な時間外労働

厚生労働省は、昨年11月に行った過重労働が疑われる事業所への集中取り締まりの結果を公表した。7,635事業所のうち2,848事業所（約37%）で違法な時間外労働があり、是正勧告を実施した。また、労災認定の基準とされる月100時間超の時間外労働があったのは1,102事業所（約14%）だった。